

障害者の職場体験実習面談会のご案内

ハローワーク八王子では障害者の雇用促進のため、企業の皆さまに対し障害者の職場実習受入れを勧めています。

特徴

職場体験を通じて、障害者雇用への理解を進めていただくことを目的としています。
障害者雇用に不安を抱えている事業所の皆さまには、職場実習を不安解消の一つの方法として役立てていただけます。

職場見学・体験実習を活用し、雇用する例

ステップ1：障害者雇用についてのご希望や、仕事内容・職場環境の確認、ご不明点などをお伺いします



ハローワーク職員
がご訪問やお電話
でお話を伺います

- ・求人票を作成
- ・ハローワークから就労支援機関へ連絡し対象者を探す
※就労支援機関とは：就労移行支援事業所（就職する準備を整える為に各講座や作業訓練を行う施設・職場定着支援も行う）や
就労支援センター（就職に関しての相談や職場定着支援を行う）

ステップ2：希望者及び支援機関職員の職場見学



ハローワーク
も同行します

- ・個別の見学、見学会、会社説明会などご希望に応じて日程調整
- ・ハローワークから日程等の連絡、見学希望者の取りまとめ
- ・見学後、ハローワークから実習希望者の有無を確認
- ・見学会当日は、ハローワークもお手伝いします

ステップ3：職場体験実習（5日程度）

作業体験



振り返り面談



- ・実習希望者が多い場合は実習面談を実施し選考することも可能
- ・実習する前には、ご本人のプロフィールシート（連絡先や実習中の配慮事項などを記載）を提出してもらいます
- ・実習初日や、実習中、終了日など必要に応じて支援者が訪問
- ・最終日に、振り返り面談の時間を設けていただきます
（ご本人からの感想、事業所から作業評価など）

ステップ4：紹介状を発行し面接 → 採用



支援者も同行
します

- ・実習した方の中から応募希望の方にハローワークの紹介状を発行し、面接をしていただきます
- ・採用いただいた方の支援機関から採用前に障害特性や配慮事項など説明していただく機会を調整します

ポイント

- ・実習期間中の事故等に関する保険加入は、実習送り出し機関等が行います。事業主負担はありません。
- ・実習期間中の賃金・交通費は発生しません。
- ・実習終了時に採用する必要はありません（雇用の約束ではありません）

ハローワーク八王子 専門援助第二部門 月～金 8:30～17:15

電話：042-648-8695（直通）

